

議第36号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「第8条第16項」を「第8条第17項」に、「第42条の2第2項第1号」を「第42条の2第2項第2号」に改める。

(京都市特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第2条 京都市特別養護老人ホーム条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第8条第24項」を「第8条第26項」に改める。

(京都市老人介護支援センター条例の一部改正)

第3条 京都市老人介護支援センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改め、同項第4号中「第115条の39第1項」を「第115条の46第1項」に改める。

第5条第1項中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改める。

(京都市介護給付費準備基金条例の一部改正)

第4条 京都市介護給付費準備基金条例の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第115条の38第1項及び第2項」を「第115条の45第1項から第3項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、京都市老人デイサービスセンター条例等の規定を整備する必要があるので提案する。